

罹災証明書の交付申請について

防災管理室 内線2115

災害により被害を受けた家屋等の修繕に各種保険制度等を利用する際には、公的機関が発行する罹災証明書が必要な場合があります。市では「五所川原市小規模災害時等における罹災証明書交付事務取扱要綱」を制定し、罹災証明書交付申請の手続きに関する事項等について定めています。交付申請に係る注意点等は以下のとおりです(大規模災害時は別の基準によって証明書を交付します)。

交付申請できる人	申請から罹災証明書交付までの流れ
被害を受けた家屋等の ①所有者 ②居住者および同一世帯人 ③使用者 ④①～③から委任された代理人 ＊ただし、④の場合は交付申請時に委任状の提出が必要です。 ＊申請に関する各様式は、市ホームページからダウンロードできます。 (http://www.city.goshogawara.lg.jp/kurashi/bousai/risaisyoumei.html)	①交付申請(受付窓口:本庁総務課防災管理室、金木総合支所庶務係、市浦総合支所庶務係) 必要書類:罹災証明願(様式第1号)、被害の状況を確認できる写真等、申請者の本人確認をできるもの(運転免許証等)、委任状(様式第5号(代理人による申請の場合のみ。)) ↓ ②申請内容の審査(7日以内を目安) ・被害判定のために実地調査を行う場合があります。 ↓ ③罹災証明書(様式第2号)の交付 ・罹災証明書を交付する場合は、手数料として1部につき300円の納付をお願いします。 ・申請内容を審査し、罹災証明書を交付しないこととした場合には、罹災証明書不交付決定書(様式第3号)で通知します(この場合は、申請者の費用負担は生じません)。 ・罹災証明書を交付しないこととした場合で、申請者が希望する場合は、罹災届出証明書(様式第4号)を交付します(この場合は、申請者の費用負担は生じません)。

*金木総合支所、市浦総合支所では申請書の受付のみ行い、申請内容の審査は本庁総務課防災管理室が行います。

特に注意する事項

被害の原因となる災害の種別ごとに交付申請できる期限がありますので、ご注意ください。

▷豪雪等の雪害による被害の場合…被害を確認した日から6カ月以内

▷その他の被害の場合…被害が発生した日から3カ月以内

既に修繕や補修を行っているなど被害状況を確認できない場合は、罹災証明書を交付できない可能性があります。

申請漏れにご注意ください

以下の被害について罹災証明書の交付を希望する場合は、必ず9月27日(金)までに申請するようにお願いします。

*期限を過ぎると、罹災証明書の交付を受けられなくなります。

▷豪雪等の雪害による被害で、平成31年3月31日までに被害を確認したもの。

▷その他の被害で、令和元年6月30日までに被害が発生したもの。

総合防災訓練を行います

日時…10月6日(日) 9:00～12:00

主会場…五所川原小学校

近年、自然災害は大規模化・激甚化し、平成30年7月豪雨では、各地で河川の氾濫や土砂災害等による甚大な被害が発生しました。災害が発生した際に被害を最小限にとどめるためには、的確な情報収集と迅速な避難行動が重要です。市では災害発生時の応急対策が迅速かつ適切に実施されるか検証するとともに、市民の防災意識高揚を目的として、総合防災訓練を実施します。皆さんも、防災について学習する良い機会ですので、ぜひ見学にお越しください。訓練内容等の詳細は次号に掲載します。 問…防災管理室 内線2115

「グローバルGAP認証取得」の取り組みを支援します

地域の将来を担う意欲的な農業者の育成および地域農林業のレベルアップを図るため、GAP認証制度取得に取り組んだ経営体等に対して、その費用を助成します。

補助対象

GAP審査に要した費用/GAP審査に係る環境整備に要した費用/研修指導の受講等に要した費用

補助対象費用…当該事業に要した費用に対し、50万円を上限として交付します。

申請締切…12月27日(金)

問…農林水産課 内線2512